

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金交付要綱  
(平成20年1月制定)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）を開設する事業者に対し、予算の範囲内において、開設に必要な備品の購入費用及び住居の借り上げ等に要する初期経費の一部を補助することにより、グループホームの設置を促進し、もって障害者の地域における自立した生活を援助することを目的とする。

(対象者)

第2条 グループホーム新規開設サポート事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、法第36条第1項の規定による共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定（既存の共同生活援助事業所と一体的に運営される事業所として指定を受ける場合を含む。以下この条において同じ。）を受け、又は指定を受ける見込みがある者であって、次条に規定するグループホームを開設する事業者とする。

(補助の対象となるグループホーム)

第3条 補助金の交付の対象となるグループホームは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に開設されるものであること。
- (2) 1以上の住居により構成され、定員4人以上であること。
- (3) 第6条の規定による申請を行った日の属する年度の翌年度の4月1日までに開設されるものであること。
- (4) 過去に補助金の交付の対象となったグループホーム（既存の共同生活援助事業所と一体的に運営される事業所として開設されるものである場合は、既存の共同生活援助事業所を含む。）でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助項目の区分に応じそれぞれ中欄に定める補助対象経費の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）と右欄に定める基準額とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、第6条の規定による申請を行った日の属する年度の3月31日までに購入し、又は負担したものに限る。

|       |                                                                                                                            |          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 備品の購入 | グループホームの利用者が共同で使用する電磁調理器、エアコン、消火器、冷蔵庫、洗濯機その他の備品であって、グループホームを開設する日の前後2月以内に購入されたものに係る購入費用（通常要する取付け設置費を含み、利用者の居室に設置されるものを除く。） | 270,000円 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|

|          |                                                                                                           |            |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 住居の借り上げ等 | グループホームを新たに開設する際に要したアパートや一般住宅等の借り上げに伴う敷金(保証金的性格の預け金(賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金されるものをいう。))を除く。), 礼金, 仲介手数料 | 70 千円×定員の数 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次条の規定による交付申請を行う前に、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は前条に基づく補助金の申請を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、第4条の補助項目に掲げる行為(2以上の補助項目がある場合は、当該行為のうち最後の行為)に係る費用の支出が完了した日(交付決定の日前に費用の支出が完了している場合にあつては、交付決定の日)後30日以内に、伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金実績報告書(様式第3号)及び伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金請求書(様式第4号)に領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書及び請求書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金確定通知書(様式第5号)により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(交付)

第10条 市長は、第8条の請求書を受理した日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、この要綱に基づく補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金を事業以外の目的に使用したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 補助金の交付の対象となったグループホームが第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

(加算金及び延滞金)

第12条 前条の規定により交付決定を取り消された者は、同条の規定により補助金の返還を求められたときは、その求めに係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第1項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前条の規定により補助金の返還を求められた者は、当該返還に係る補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(帳簿等の整理)

第13条 事業に係る予算及び決算関係書類については事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

付 則

この要綱は、平成20年1月24日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年3月30日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市障害者グループホーム等新規開設サポート事業実施補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以降に申請のあったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月27日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

(申請期限の特例)

2 平成23年度分の伊丹市障害者グループホーム等新規開設等サポート事業実施補助金に限り、第4条中「前条の補助項目に掲げる行為に着手するときまでに」とあるのは、「平成23年6月30日又は前条の補助項目に掲げる行為に着手する日のいずれか遅い日までに」とする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、題名、第1条、第2条、第4条、第9条及び様式第1号から様式第5号の改正規定中「グループホーム等」を「グループホーム」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(申請期限の特例)

2 平成26年度分の伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金に限り、第4条中「前条の補助項目に掲げる行為に着手するときまでに」とあるのは、「平成26年7月1日又は前条の補助項目に掲げる行為に着手する日のいずれか遅い日までに」とする。

付 則

この要綱は、令和4年8月25日から施行する。

年 月 日

伊丹市長 様

申請者 所在地  
法人名  
代表者

印

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金交付申請書

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

申請金額 円

(添付書類)

- (1) 収支予算書
- (2) 利用者の居住に供する建物の賃貸借契約書の写し
- (3) グループホーム新規開設事業実施計画書

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施計画書

1 施設の概要

|      |        |
|------|--------|
| 名 称  |        |
| 所在地  |        |
| 運営主体 |        |
| 入所定員 | 人 現在 人 |

2 事業の整備内容等

(1) 施設の規模及び構造

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 建物の構造      | 造 階建て                       |
| 敷地面積       | m <sup>2</sup>              |
| 建物の面積      | m <sup>2</sup>              |
| 土地の所有・使用形態 | 自己所有地・借地(所有者名 )・<br>買収(予定)地 |

(注)各室ごとに面積を明らかにした表を添付すること。また、建物配置図、各階平面図、立面図を添付すること。

(2) 備品の内容等

単位：円

| 品 名 | 規 格(形 式) | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|-----|----------|-----|-----|-----|
|     |          |     |     |     |
|     |          |     |     |     |
|     |          |     |     |     |
| 計   |          |     |     |     |

3 整備費内訳

(1) 備品の購入費用 円

(2) 住居の借り上げ等に要する敷金，礼金，仲介手数料 円

(注) 備品費品目別見積書を添付すること。

4 財源内訳

(1) 県補助金 円

(2) その他の補助金 円

(3) 設置者負担金 円

5 施行計画

(1) 契約年月日

(2) 着工年月日

(3) 完成年月日

(4) 事業開始年月日

様式第2号

(文書番号)

年 月 日

様

伊丹市長

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金交付可否決定通知書

年 月 日付で補助金の交付申請があった標記事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定の内容

( 決定 ・ 不決定 )

2. 交付決定額

円

3. 不決定の理由

年 月 日

伊丹市長 様

所在地  
法人名  
代表者

印

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた補助金に係る上記事業の実績を伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(添付書類)

- (1) 伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業収支決算書
- (2) 伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業設備及び備品一覧
- (3) その他市長が必要と認める書類

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業補助金実績報告書

1 施設の概要

|      |        |
|------|--------|
| 名 称  |        |
| 所在地  |        |
| 運営主体 |        |
| 入所定員 | 人 現在 人 |

2 事業の整備内容等

(1) 施設の規模及び構造

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 建物の構造      | 造 階建て                       |
| 敷地面積       | m <sup>2</sup>              |
| 建物の面積      | m <sup>2</sup>              |
| 土地の所有・使用形態 | 自己所有地・借地(所有者名 )・<br>買収(予定)地 |

(注)各室ごとに面積を明らかにした表を添付すること。また建物配置図，各階平面図，立面図を添付すること。

(2) 備品の内容等

単位：円

| 品 名    | 規 格(形 式) | 数量 | 単 価 | 金 額 |
|--------|----------|----|-----|-----|
|        |          |    |     |     |
|        |          |    |     |     |
|        |          |    |     |     |
|        |          |    |     |     |
|        |          |    |     |     |
| 初度備品費計 |          |    |     |     |

3 整備費内訳

- (1) 備品の購入費用 円
- (2) 住居の借り上げ等に要する敷金，礼金，仲介手数料 円

4 財源内訳

- (1) 県補助金 円
- (2) その他の補助金 円
- (3) 設置者負担金 円

5 施行計画

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 完成年月日
- (4) 事業開始年月日

(添付書類)

備品の支払領収書の写し。

仲介手数料等を明示した領収書の写し。

年 月 日

伊丹市長 様

所在地  
法人名  
代表者

印

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金請求書

ただし、 年度分 障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金として

| 補助対象事業           | 補助項目     | 金額 |
|------------------|----------|----|
| グループホームの<br>新規開設 | 備品の購入    | 円  |
|                  | 住居の借り上げ等 | 円  |

年 月 日付 第 号で交付決定のあった伊丹市障害者グループホーム  
新規開設サポート事業実施補助金について上記のとおり請求します。

(振込先)

|             |         |
|-------------|---------|
| 銀行名・支店名     |         |
| 口座名義人(フリガナ) |         |
| 口座種別        | 普通 ・ 当座 |
| 口座番号        |         |

(文書番号)

年 月 日

様

伊丹市長

伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金確定通知書

年 月 日付 号で交付決定した 年度伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金については、年 月 日付伊丹市障害者グループホーム新規開設サポート事業実施補助金実績報告書に基づき次の通り確定したので通知します。

記

確 定 額 円